

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
Ⅱ. 保険監督上の評価項目 Ⅱ－1 （略） Ⅱ－2 財務の健全性 Ⅱ－2－1 ～ Ⅱ－2－4 （略） Ⅱ－2－5 商品開発に係る内部管理態勢 Ⅱ－2－5－1 （略） Ⅱ－2－5－2 主な着眼点 (1) ～ (4) （略） (5) 関連部門との連携 ① ～ ⑩ （略） ⑪ 保険契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。 また、平成 20 年 6 月に公布された保険法については、介入権、被保険者による解除請求、危険の増減、保険料の未経過期間に対応した合理的かつ適切な金額の返還など保険契約に係る制度が改正及び新設されており、当該制度に適切に対応できる態勢を整備しているか。 ⑫ （略） (6) 申請手続きのための検討体制	Ⅱ. 保険監督上の評価項目 Ⅱ－1 （略） Ⅱ－2 財務の健全性 Ⅱ－2－1 ～ Ⅱ－2－4 （略） Ⅱ－2－5 商品開発に係る内部管理態勢 Ⅱ－2－5－1 （略） Ⅱ－2－5－2 主な着眼点 (1) ～ (4) （略） (5) 関連部門との連携 ① ～ ⑩ （略） ⑪ 保険契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。 また、<u>保険法</u>においては、介入権、被保険者による解除請求、危険の増減、保険料の未経過期間に対応した合理的かつ適切な金額の返還など保険契約に係る制度が改正及び新設されており、当該制度に適切に対応できる態勢を整備しているか。 ⑫ （略） (6) 申請手続きのための検討体制

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
① （略） ② 認可申請内容評価表・届出内容評価表における各項目に対する検討内容を事後的に確認できる体制となっているか。 ③ 各関連部門のチェックの後に全般的なチェックを実施しているか。また、チェックを統括する責任者は明確となっているか。 (7) ～ (10) （略） Ⅱ－2－5－3 （略） Ⅱ－2－6 （略） Ⅱ－3 業務の適切性 Ⅱ－3－1、Ⅱ－3－2 （略） Ⅱ－3－3 保険募集態勢 Ⅱ－3－3－1 （略） Ⅱ－3－3－2 生命保険契約の締結及び保険募集 (1) （略） (2) 法第 300 条第 1 項第 1 号関係 ① （略） ② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。 なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおり	① （略） （削除） ② 各関連部門のチェックの後に全般的なチェックを実施しているか。また、チェックを統括する責任者は明確となっているか。 (7) ～ (10) （略） Ⅱ－2－5－3 （略） Ⅱ－2－6 （略） Ⅱ－3 業務の適切性 Ⅱ－3－1、Ⅱ－3－2 （略） Ⅱ－3－3 保険募集態勢 Ⅱ－3－3－1 （略） Ⅱ－3－3－2 生命保険契約の締結及び保険募集 (1) （略） (2) 法第 300 条第 1 項第 1 号関係 ① （略） ② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。 なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおり

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
とする。 （注 1）、（注 2） （略） ア. （略） イ. 「注意喚起情報」の項目 （ア）～（オ） （略） （カ） 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等 （新設） （キ）～（ケ） （略） ③ （略） (3) 準用金融商品取引法第 37 条の 3 関係 ① （略） ② 契約前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類の うえ、書面を作成し、交付しているか。 （注 1）、（注 2） （略） ア. （略） イ. 「注意喚起情報」の項目（準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項第 7 号（規則第 234 条の 24）等関係） （ア）～（ク） （略） （ケ） 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等 （新設） （コ）～（セ） （略） ③、④ （略） (4) ～ (12) （略） Ⅱ－3－3－3 ～ Ⅱ－3－3－5 （略） Ⅱ－3－3－6 損害保険契約の締結及び保険募集 (1) （略） (2) 法第 300 条第 1 項第 1 号関係 ① （略）	とする。 （注 1）、（注 2） （略） ア. （略） イ. 「注意喚起情報」の項目 （ア）～（オ） （略） （カ） 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等 <u>（注）保険料の自動振替貸付制度を備えた保険商品については、 当該制度の説明を含む。</u> （キ）～（ケ） （略） ③ （略） (3) 準用金融商品取引法第 37 条の 3 関係 ① （略） ② 契約前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類の うえ、書面を作成し、交付しているか。 （注 1）、（注 2） （略） ア. （略） イ. 「注意喚起情報」の項目（準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項第 7 号（規則第 234 条の 24）等関係） （ア）～（ク） （略） （ケ） 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等 <u>（注）保険料の自動振替貸付制度を備えた保険商品については、 当該制度の説明を含む。</u> （コ）～（セ） （略） ③、④ （略） (4) ～ (12) （略） Ⅱ－3－3－3 ～ Ⅱ－3－3－5 （略） Ⅱ－3－3－6 損害保険契約の締結及び保険募集 (1) （略） (2) 法第 300 条第 1 項第 1 号関係 ① （略）

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。 （注1）～（注3）（略） ア. （略） イ. 「注意喚起情報」の項目 （ア）～（オ）（略） （カ） 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等（新設） （キ）～（ケ）（略） ③ （略） (3) 準用金融商品取引法第37条の3関係 ① （略） ② 契約前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ、書面を作成し、交付しているか。なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。 （注1）～（注3）（略） ア. （略） イ. 「注意喚起情報」の項目（準用金融商品取引法第37条の3第1項第7号（規則第234条の24）等関係） （ア）～（ク）（略） （ケ） 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等（新設） （コ）～（セ）（略） ③、④ （略） (4) ～ (16) （略）	② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。 （注1）～（注3）（略） ア. （略） イ. 「注意喚起情報」の項目 （ア）～（オ）（略） （カ） 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等 <u>（注）保険料の自動振替貸付制度を備えた保険商品については、当該制度の説明を含む。</u> （キ）～（ケ）（略） ③ （略） (3) 準用金融商品取引法第37条の3関係 ① （略） ② 契約前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ、書面を作成し、交付しているか。なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。 （注1）～（注3）（略） ア. （略） イ. 「注意喚起情報」の項目（準用金融商品取引法第37条の3第1項第7号（規則第234条の24）等関係） （ア）～（ク）（略） （ケ） 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等 <u>（注）保険料の自動振替貸付制度を備えた保険商品については、当該制度の説明を含む。</u> （コ）～（セ）（略） ③、④ （略） (4) ～ (16) （略）

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
Ⅱ－３－３－７ ～ Ⅱ－３－３－９ （略） Ⅱ－３－４ （略） Ⅱ－３－５ 顧客保護等 Ⅱ－３－５－１ （略） Ⅱ－３－５－２ 保険金等支払管理態勢 （１） （略） （２） 主な着眼点 ① ～ ④ （略） ⑤ 支払管理部門における態勢整備 ア. ～ キ. （略） （新設） ク. ～ ス. （略） ⑥、⑦ （略） （３） （略） Ⅱ－３－６ ～ Ⅱ－３－１０ （略）	Ⅱ－３－３－７ ～ Ⅱ－３－３－９ （略） Ⅱ－３－４ （略） Ⅱ－３－５ 顧客保護等 Ⅱ－３－５－１ （略） Ⅱ－３－５－２ 保険金等支払管理態勢 （１） （略） （２） 主な着眼点 ① ～ ④ （略） ⑤ 支払管理部門における態勢整備 ア. ～ キ. （略） ク. 総損害額が確定する前に保険金の一部を支払う、いわゆる内払いを行う場合の保険会社の対応について、被保険者間や被害者間の公平性確保の観点から、マニュアル・規程等に、内払いに係る手続きを定め、内払いを行う場合を例示するなど、被保険者のニーズのみならず被害者のニーズにも留意し、適切に対応する態勢整備を図っているか。 ケ. ～ セ. （略） ⑥、⑦ （略） （３） （略） Ⅱ－３－６ ～ Ⅱ－３－１０ （略）

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
Ⅱ－3－11 適切な表示の確保 (1)、(2) (略) (3) 適正な表示を確保するための内部規定が適切に策定されているか。 (注) (略) ①、② (略) ③ 保険商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。 例えば、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語を使用する場合は、その主張する内容が客観的に実証されているか。 (新設) ④ (略) (4) ～ (7) (略) Ⅱ－3－12 ～ Ⅱ－3－14 (略) Ⅱ－4 (略) Ⅲ. 保険監督に係る事務処理上の留意点	Ⅱ－3－11 適切な表示の確保 (1)、(2) (略) (3) 適正な表示を確保するための内部規定が適切に策定されているか。 (注) (略) ①、② (略) ③ 保険商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。 例えば、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合は、その主張する内容が客観的に実証されているか。 ④ <u>保険商品・サービス等に関する表示に業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合は、その主張する内容の根拠についても明確に表示しているか。</u> 例えば、「最高」「最低」「日本一」「ナンバーワン」、「当社だけ」「業界初」「他社にない」、「ワイド」「最低水準」「割安」等の用語を使用する場合は、その用語の根拠となった調査方法、出典又は前提条件を表示する必要がある。 ⑤ (略) (4) ～ (7) (略) Ⅱ－3－12 ～ Ⅱ－3－14 (略) Ⅱ－4 (略) Ⅲ. 保険監督に係る事務処理上の留意点

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
Ⅲ－１ （略）	Ⅲ－１ （略）
Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理	Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理
Ⅲ－２－１、Ⅲ－２－２ （略）	Ⅲ－２－１、Ⅲ－２－２ （略）
Ⅲ－２－３ 子会社等 保険会社の子会社等の業務範囲等については、法第 100 条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。 <u>なお、保険持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。</u>	Ⅲ－２－３ 子会社等 保険会社の子会社等の業務範囲等については、法第 100 条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。 (削除)
(注 1) ～ (注 3) （略） (注 4) 保険持株会社の子会社等に関する取扱いのうち、保険持株会社が法第 271 条の 22 第 1 項に掲げる会社以外の会社を子会社とする場合に求められている同項の承認については、保険持株会社が同様の会社をその子法人等（子会社を除く）及び関連法人等とする場合については必要ない。ただし、その会社が行い、又は行おうとする業務の内容が以下のいずれかに該当しないよう留意すること。 (1)、(2) （略）	(注 1) ～ (注 3) （略） (注 4) 保険持株会社の子会社等に関する取扱いのうち、保険持株会社が法第 271 条の 22 第 1 項に掲げる会社以外の会社を子会社とする場合に求められている同項の承認については、保険持株会社が同様の会社をその子法人等（子会社を除く）及び関連法人等とする場合については必要ない。ただし、その会社 <u>（特定出資会社を含む。）</u> が行い、又は行おうとする業務の内容が以下のいずれかに該当しないよう留意すること。 (1)、(2) （略） <u>また、保険会社の子法人等又は関連法人等とすべきものにつき、保険会社の子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨を潜脱する目的で、保険持株会社の子法人等及び関連法人等とすることがないよう留意すること。</u>
Ⅲ－２－３－１ ～ Ⅲ－２－３－３ （略）	Ⅲ－２－３－１ ～ Ⅲ－２－３－３ （略）
Ⅲ－２－４ ～ Ⅲ－２－１８ （略）	Ⅲ－２－４ ～ Ⅲ－２－１８ （略）
Ⅲ－３ ～ Ⅲ－５ （略）	Ⅲ－３ ～ Ⅲ－５ （略）

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
IV. 保険商品審査上の留意点等 <u>(1) 基本的事項</u> 保険商品の審査基準については、法第5条第1項第3号及び第4号並びに規則第11条及び第12条（以下、IVにおいて「審査基準」という。）に定められており、実際の審査にあたっては、効率化、明確化及び透明性の観点から、保険商品審査上の留意点を公表し、順次改訂のうえ現在に至っている。 保険会社及び保険会社になろうとする者（以下、IVにおいて「保険会社」という。）から法の規定に基づき、生命保険又は損害保険に係る新商品の創設若しくは既存商品の改定に係る認可申請・届出（以下、IVにおいて「商品認可申請」という。）が行われた場合の審査にあたっては、各保険会社の創意工夫を活かし、保険契約者のニーズの変化に即応した迅速な商品開発を可能とする観点も踏まえ、審査基準に基づき審査を行うこととし、特に以下の点に留意することとする。 <u>なお、本件保険商品審査上の留意点等については、商品認可申請に係る審査内容及び保険契約者等のニーズ等を踏まえ、より効率化、明確化及び透明性を図る観点から適時に改訂を行っていくこととする。</u> <u>(2) 保険法対応</u> <u>平成20年6月に公布された保険法においては、保険契約に関する法制について、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者等の保護に資するための規定の整備等がなされているところである。</u> <u>当該保険法は、保険給付の履行期等において保険契約者等に不利な約款内容を無効とする片面的強行規定が盛り込まれたこと及び保険法施行前に締結されている保険契約にも適用される規定があること等から、各保険会社においては、「Ⅱ－2－5 商品開発に係る内部管理態勢」のⅡ－2－5－2 (5) ⑪に示すとおり、保険法制定の趣旨を踏まえ、全ての保険商品の約款等の規定内容等を検証したうえで商品認可申請を保険法施行までの間に行い、必要な手続きを完了し</u>	IV. 保険商品審査上の留意点等 (削除) 保険商品の審査基準については、法第5条第1項第3号及び第4号並びに規則第11条及び第12条（以下、IVにおいて「審査基準」という。）に定められており、実際の審査にあたっては、効率化、明確化及び透明性の観点から、保険商品審査上の留意点を公表し、順次改訂のうえ現在に至っている。 保険会社及び保険会社になろうとする者（以下、IVにおいて「保険会社」という。）から法の規定に基づき、生命保険又は損害保険に係る新商品の創設若しくは既存商品の改定に係る認可申請・届出（以下、IVにおいて「商品認可申請」という。）が行われた場合の審査にあたっては、各保険会社の創意工夫を活かし、保険契約者のニーズの変化に即応した迅速な商品開発を可能とする観点も踏まえ、審査基準に基づき審査を行うこととし、特に以下の点に留意することとする。 <u>なお、平成22年4月より保険法が施行されており、その中で保険契約者等を保護するための規定の整備等が行われたところ。保険法の規定を踏まえた商品審査を引き続き行っていくとともに、審査上の留意点等については、商品認可申請に係る審査内容及び保険契約者等のニーズ等を踏まえ、より効率化、明確化及び透明性を図る観点から適時に改訂を行っていくこととする。</u> (削除)

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<u>ておく必要がある。</u> <u>また、当局においても、各保険会社から商品認可申請が行われた場合には、保険法の規定に沿った約款等の改定が行われているかどうか、及び保険契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、保険契約者等の合理的期待に反する条項等がないか等、審査基準に適合しているかどうかの確認を迅速かつ適切に行う必要がある。</u> IV－1 共通事項 第一分野、第二分野、第三分野の商品審査に係る共通事項として、特に以下の点に留意して審査することとする。 IV－1－1 ～ IV－1－8（略） IV－1－9 保険契約者等（顧客を含む。）への説明事項 低解約返戻金型商品、無選択型商品、マーケット・ヴァリュース・アジャストメントを利用した商品及び転換に類似する取扱い等については、商品内容等を保険契約者等に十分に説明する方策が講じられているか。 マーケット・ヴァリュース・アジャストメント … 契約時と解約時の金利差によって生じる運用対象資産の時価変動額を<u>解約返戻金に反映させる仕組み</u> IV－1－10 （略）	IV－1 共通事項 第一分野、第二分野、第三分野の商品審査に係る共通事項として、特に以下の点に留意して審査することとする。 IV－1－1 ～ IV－1－8（略） IV－1－9 保険契約者等（顧客を含む。）への説明事項 低解約返戻金型商品、無選択型商品、マーケット・ヴァリュース・アジャストメントを利用した商品及び転換に類似する取扱い等については、商品内容等を保険契約者等に十分に説明する方策が講じられているか。 マーケット・ヴァリュース・アジャストメント … <u>保険料積立金（保険法第 63 条に規定する保険料積立金をいう。）に契約時と解約時の金利差によって生じる運用対象資産の時価変動に基づく調整を加えたものを解約返戻金とする仕組み</u> IV－1－10 （略）

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
IV-1-11 保険約款の規定による貸付に関する事項 契約者貸付制度を備えた保険商品については、契約者貸付限度額が、解約返戻金額に対して妥当な金額になるものとなっているか。また、保険期間満了前の一定期間は新規貸付を行わないなどの方策により、いわゆるオーバーローンを防止するための適切な措置が講じられているか。 （新設） IV-1-12 ～ IV-1-16 （略） IV-1-17 保険法対応 <u>(1) 保険法においては、保険契約者等を保護するために保険契約者等に不利な約款内容が無効とする片面的強行規定が設けられており、当該規定を潜脱するような約款内容となっていないかどうかに留意して審査を行うこととする。</u> なお、<u>その際</u>、無効、解除、免責、失効等、保険金を支払わないこととなる事由については、保険法において任意規定とされている規定もあるが、当該規定に係る約款の内容によっては、片面的強行規定に抵触する場合（例えば、危険増加後に発生した保険給付事由の全てを免責とする場合など）もあり得ることに留意する。 <u>(2) 以下の①及び②については、保険法施行前の適用であっても、保険契約者等の保護の観点から適切かつ速やかな対応が求められることから、</u>	IV-1-11 保険約款の規定による貸付に関する事項 <u>(1) 契約者貸付制度を備えた保険商品については、契約者貸付限度額が、解約返戻金額に対して妥当な金額になるものとなっているか。また、保険期間満了前の一定期間は新規貸付を行わないなどの方策により、いわゆるオーバーローンを防止するための適切な措置が講じられているか。</u> <u>(2) 保険料の自動振替貸付制度を備えた保険商品については、当該制度の適用が保険契約者の選択に委ねられるものになっているか。また、自動振替貸付を実行する場合には、保険契約者にその旨を遅滞なく通知する等の措置が講じられているか。</u> <u>(注) 既認可商品についても、自動振替貸付を実行する場合には、保険契約者にその旨を遅滞なく通知する等の措置を講じることが望ましい。</u> IV-1-12 ～ IV-1-16 （略） IV-1-17 保険法対応 保険法においては、保険契約者等を保護するために保険契約者等に不利な約款内容が無効とする片面的強行規定が設けられており、当該規定を潜脱するような約款内容となっていないかどうか<u>以下の点</u>に留意して審査を行うこととする。 なお、<u>これらに加え</u>、無効、解除、免責、失効等、保険金を支払わないこととなる事由については、保険法において任意規定とされている規定もあるが、当該規定に係る約款の内容によっては、片面的強行規定に抵触する場合（例えば、危険増加後に発生した保険給付事由の全てを免責とする場合など）もあり得ることに留意する。 （削除）

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<u>各保険会社から商品認可申請が他の規定に先行して行われた場合には、以下の点に留意して審査するものとする。</u> <u>また、以下の①及び②以外の保険法施行以降の保険契約に適用される規定等については、「Ⅱ－2－5 商品開発に係る内部管理態勢」を踏まえ保険法施行までの間に商品認可申請を行う必要があるが、その際、以下の③については解除権が濫用されることのないよう特に留意する。</u> <u>なお、上記事項については、①及び②とそれ以外を合わせて商品認可申請を行い、保険法施行と同時に約款等の適用を行うことを妨げるものではないことに留意する。</u> ① 告知義務違反による解除 ア. 告知制度が保険契約者等からの自発的申告義務から保険会社が告知を求めたものについての質問応答義務になったことを踏まえた約款規定となっているか。 イ. 保険媒介者による告知妨害又は不告知教唆があった場合は、保険会社は保険契約を解除できないことを約款に明確に規定しているか。 ただし、当該規定については、保険媒介者による告知妨害又は不告知教唆がなかったとしても保険契約者又は被保険者が告知事項について事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められるときは適用されないことに留意する。 ② 保険給付の履行期 ア. 保険給付の履行期については、損害調査手続等の保険給付手続等に必要となる合理的な期間を踏まえて、一定の期限内に支払うとする基本的な履行期を約款に定めているか。 なお、その際、現行約款に規定している基本的な履行期（例えば、生命保険契約 5 日、損害保険契約及び傷害疾病定額保険契約 30 日）を不当に遅滞するものとなっていないか。 イ. また、基本的な履行期の例外とする期限を定めるときは、保険類型ごとに保険給付のために行う公的機関や医療機関等への確認等、必要	(1) 告知義務違反による解除 ① 告知制度が保険契約者等からの自発的申告義務から保険会社が告知を求めたものについての質問応答義務になったことを踏まえた約款規定となっているか。 ② 保険媒介者による告知妨害又は不告知教唆があった場合は、保険会社は保険契約を解除できないことを約款に明確に規定しているか。 ただし、当該規定については、保険媒介者による告知妨害又は不告知教唆がなかったとしても保険契約者又は被保険者が告知事項について事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められるときは適用されないことに留意する。 (2) 保険給付の履行期 ① 保険給付の履行期については、損害調査手続等の保険給付手続等に必要となる合理的な期間を踏まえて、一定の期限内に支払うとする基本的な履行期を約款に定めているか。 なお、その際、現行約款に規定している基本的な履行期（例えば、生命保険契約 5 日、損害保険契約及び傷害疾病定額保険契約 30 日）を不当に遅滞するものとなっていないか。 ② また、基本的な履行期の例外とする期限を定めるときは、保険類型ごとに保険給付のために行う公的機関や医療機関等への確認等、必要

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
となる確認事項が明確に定められているとともに、その期限が客観的にみて合理的な日数をもって定められているか。 なお、基本的な履行期の例外とする期限を適用する場合には、保険金を請求した者に対し、保険給付のために行う確認事項及び必要となる日数を通知することとしているか。 ウ. 保険給付事由が発生し、保険契約者等から通知を受けた場合には、「Ⅱ－３－５－２ 保険金等支払管理態勢」の(2) ⑤を踏まえ、保険契約者等に対し、保険金等請求手続の明確な説明及び保険金等請求書類の迅速な交付が行われるような態勢が整備されているか。 ③ 重大事由による解除 重大事由による解除の規定においては、解除権が濫用されることのないよう、保険契約者等の故意による保険給付事由の発生（保険法第 30 条第 1 号、第 57 条第 1 号及び第 86 条第 1 号）及び保険金受取人等の保険給付請求の詐欺（同法第 30 条第 2 号、第 57 条第 2 号及び第 86 条第 2 号）以外の事項を定めようとする場合は、当該内容に比肩するような重大な事由であることが明確にされているか。 IV－2 第一分野 （略） IV－3 第二分野 第二分野の商品審査にあたっては、特に以下の点に留意して審査することとする。 IV－3－1、IV－3－2 （略）	となる確認事項が明確に定められているとともに、その期限が客観的にみて合理的な日数をもって定められているか。 なお、基本的な履行期の例外とする期限を適用する場合には、保険金を請求した者に対し、保険給付のために行う確認事項及び必要となる日数を通知することとしているか。 ③ 保険給付事由が発生し、保険契約者等から通知を受けた場合には、「Ⅱ－３－５－２ 保険金等支払管理態勢」の(2) ⑤を踏まえ、保険契約者等に対し、保険金等請求手続の明確な説明及び保険金等請求書類の迅速な交付が行われるような態勢が整備されているか。 ③ 重大事由による解除 重大事由による解除の規定においては、解除権が濫用されることのないよう、保険契約者等の故意による保険給付事由の発生（保険法第 30 条第 1 号、第 57 条第 1 号及び第 86 条第 1 号）及び保険金受取人等の保険給付請求の詐欺（同法第 30 条第 2 号、第 57 条第 2 号及び第 86 条第 2 号）以外の事項を定めようとする場合は、当該内容に比肩するような重大な事由であることが明確にされているか。 IV－2 第一分野 （略） IV－3 第二分野 第二分野の商品審査にあたっては、特に以下の点に留意して審査することとする。 IV－3－1、IV－3－2 （略）

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
IV-3-3 特約自由方式等の取扱い (1) 保険会社が、企業分野の保険について、届出をしないで特約を新設し又は変更することができる旨を事業方法書に定めようとする場合には、以下の点に留意して審査することとする。 ① ②及び③以外の保険契約 ア. 新設又は変更される特約に係る保険契約が届出の対象であるかどうか。 イ. 保険契約者及び被保険者（当該保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）が事業者であるかどうか。 （新設） ウ. 事業方法書に、事業方法書等の審査基準及び当該保険契約の趣旨・目的の範囲内で、特約の新設又は変更を行う旨が記載されているかどうか。 エ. 事業方法書に、違約金、約定の履行のための費用その他これに準ずる費用に関する特約の新設又は変更を行う旨が記載されていないかどうか。 オ. 保険の持つ特性及び社会的観点から特に審査の必要が認められる医師賠償責任保険に係るものでないかどうか。 ② 規則第 83 条第 3 号ルに規定する総付保台数 10 台以上の自動車保険契約 ア. ①のイ. からエ. までは該当するかどうか。 イ. 特約の新設又は変更により、保険金の支払事由を変更することができる旨を事業方法書に記載しようとする場合には、対人賠償責任保険につき担保範囲の縮小、新たな免責の設定など、対人賠償責任	IV-3-3 特約自由方式等の取扱い (1) 保険会社が、企業分野の保険について、届出をしないで特約を新設し又は変更することができる旨を事業方法書に定めようとする場合には、以下の点に留意して審査することとする。 ① ②及び③以外の保険契約 ア. 新設又は変更される特約に係る保険契約が届出の対象であるか。 イ. 保険契約者及び被保険者が事業者であるか。ただし、次に掲げるいずれにも該当する保険契約の場合には、被保険者が事業者であることを要件としない。 （ア）保険契約者の事業活動に関連して被保険者に生じる損害を補償するもの （イ）被保険者に保険加入の選択権がないもの （ウ）被保険者が、明示的に保険料又は保険料相当額を負担することがないもの ウ. 事業方法書に、事業方法書等の審査基準及び当該保険契約の趣旨・目的の範囲内で、特約の新設又は変更を行う旨が記載されているか。 エ. 事業方法書に、違約金、約定の履行のための費用その他これに準ずる費用に関する特約の新設又は変更を行う旨が記載されていないか。 オ. 保険の持つ特性及び社会的観点から特に審査の必要が認められる医師賠償責任保険に係るものでないか。 ② 規則第 83 条第 3 号ルに規定する総付保台数 10 台以上の自動車保険契約 ア. ①のイ. からエ. までは該当するか。 イ. 特約の新設又は変更により、保険金の支払事由を変更することができる旨を事業方法書に記載しようとする場合には、対人賠償責任保険につき担保範囲の縮小、新たな免責の設定など、対人賠償責任

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
保険の被害者救済機能に関して、被害者・被保険者の不利益となる変更ができるようなものでないかどうか。 ウ. 特約の新設又は変更により、契約手続、保険金請求手続等各種手続を新設又は変更することができる旨を事業方法書に記載しようとする場合には、以下の点に該当するか<u>どうか</u>。 （ア） 契約手続に関する特約において、保険を付すべき自動車についての付保漏れや、付保した自動車についての保険料の徴収漏れが生じるような変更ができるようなものでないこと。また、事故発生時に事故車両の付保確認に支障が生じるような変更ができるようなものでないこと。 （イ） 保険事故発生後の事故通知手続・保険金請求手続等に関する特約において、被害者・被保険者の不利益となるような変更ができるようなものでないこと。 エ. 特約の新設又は変更により、保険料の計算方式を新設又は変更することができる旨を保険料及び責任準備金の算出方法書（以下、このエにおいて「算出方法書」という。）に記載しようとする場合には、当該計算方式が、以下の点に該当し、保険数理上、合理的かつ妥当であって、不当に差別的でないか<u>どうか</u>。 なお、（ウ）により保険料の調整を行う場合であっても、（ア）及び（イ）に該当する必要があることに留意する。 （ア） 当該特約の内容に対応したものであること。 （イ） 算出方法書に記載された基準となる保険料率を変更するものでないこと。また、算出方法書に記載された計算方式と整合がとれたものであること。 なお、実績損害率又は複数の契約者をまとめて契約することに基づく割増引制度に関わる計算方式（対象契約者の範囲の定義を含む。）が既に規定されている場合は、その変更を伴わないものであること。	保険の被害者救済機能に関して、被害者・被保険者の不利益となる変更ができるようなものでないか。 ウ. 特約の新設又は変更により、契約手続、保険金請求手続等各種手続を新設又は変更することができる旨を事業方法書に記載しようとする場合には、以下の点に該当するか。 （ア） 契約手続に関する特約において、保険を付すべき自動車についての付保漏れや、付保した自動車についての保険料の徴収漏れが生じるような変更ができるようなものでないこと。また、事故発生時に事故車両の付保確認に支障が生じるような変更ができるようなものでないこと。 （イ） 保険事故発生後の事故通知手続・保険金請求手続等に関する特約において、被害者・被保険者の不利益となるような変更ができるようなものでないこと。 エ. 特約の新設又は変更により、保険料の計算方式を新設又は変更することができる旨を保険料及び責任準備金の算出方法書（以下、このエにおいて「算出方法書」という。）に記載しようとする場合には、当該計算方式が、以下の点に該当し、保険数理上、合理的かつ妥当であって、不当に差別的でないか。 なお、（ウ）により保険料の調整を行う場合であっても、（ア）及び（イ）に該当する必要があることに留意する。 （ア） 当該特約の内容に対応したものであること。 （イ） 算出方法書に記載された基準となる保険料率を変更するものでないこと。また、算出方法書に記載された計算方式と整合がとれたものであること。 なお、実績損害率又は複数の契約者をまとめて契約することに基づく割増引制度に関わる計算方式（対象契約者の範囲の定義を含む。）が既に規定されている場合は、その変更を伴わないものであること。

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
(ウ) 当該特約を付帯する保険契約ごとに保険料の調整を行う場合は、当該保険契約についての危険度の状況、又は各種手続きを新設・変更することによる増加又は減少する費用に基づかない差別化を行うものでないこと。 なお、危険度の状況を考慮するにあたっては、規則第 12 条第 3 号に規定する危険要因に関する事項に反しないものであることに留意する。 オ. 特約の新設又は変更は、その新設又は変更後の保険契約の内容が、IV-3-1 に掲げる要件を満たす範囲内で行われるものであるか<u>どうか</u>。 ③ 規則第 83 条第 3 号ヲに規定する販売用等自動車保険契約 ア. ①のウ. 及びエ. に該当するか<u>どうか</u>。 イ. ②のイ. からエ. までに該当するか<u>どうか</u>。 ウ. 同号ヲ（2）に規定する自動車についての特約の新設又は変更は、IV-3-2 に基づき届け出た自動車以外の自動車を対象とするものではないか<u>どうか</u>。 (2)、(3) （略） IV-3-4、IV-3-5 （略） IV-4 第三分野 第三分野の商品審査にあたっては、特に以下の点に留意して審査することとする。 IV-4-1、IV-4-2 （略） IV-4-3 保険金等の支払時における保険契約者等の保護のための措置	(ウ) 当該特約を付帯する保険契約ごとに保険料の調整を行う場合は、当該保険契約についての危険度の状況、又は各種手続きを新設・変更することによる増加又は減少する費用に基づかない差別化を行うものでないこと。 なお、危険度の状況を考慮するにあたっては、規則第 12 条第 3 号に規定する危険要因に関する事項に反しないものであることに留意する。 オ. 特約の新設又は変更は、その新設又は変更後の保険契約の内容が、IV-3-1 に掲げる要件を満たす範囲内で行われるものであるか。 ③ 規則第 83 条第 3 号ヲに規定する販売用等自動車保険契約 ア. ①のウ. 及びエ. に該当するか。 イ. ②のイ. からエ. までに該当するか。 ウ. 同号ヲ（2）に規定する自動車についての特約の新設又は変更は、IV-3-2 に基づき届け出た自動車以外の自動車を対象とするものではないか。 (2)、(3) （略） IV-3-4、IV-3-5 （略） IV-4 第三分野 第三分野の商品審査にあたっては、特に以下の点に留意して審査することとする。 IV-4-1、IV-4-2 （略） IV-4-3 保険金等の支払時における保険契約者等の保護のための措置

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
(新設) 被保険者を受取人とする保険契約において、保険金等の支払事由が発生し、被保険者が物理的に請求を行い得ない蓋然性が高い保険契約については、被保険者に代わる者が速やかに保険金等の請求を行えるように十分な措置を講じているか。 (新設) (新設) IV-5 保険数理 保険料及び責任準備金の算出方法書（以下、「算出方法書」という。）の審査にあたっては、特に以下の点に留意することとする。 IV-5-1 (略) IV-5-2 責任準備金 (1) ～ (2) (略) (新設)	<u>第三分野の商品については、保険金等の支払時における保険契約者等の保護のための措置として以下の点に留意することとする。</u> <u>(1) 被保険者を受取人とする保険契約において、保険金等の支払事由が発生し、被保険者が物理的に請求を行い得ない蓋然性が高い保険契約については、被保険者に代わる者が速やかに保険金等の請求を行えるように十分な措置を講じているか。</u> <u>(2) 疾病、不慮の事故等の給付対象範囲を定めるにあたり、保険契約者等が参照することが困難な分類規定等を利用していないか。</u> <u>(3) 契約更新前の給付金等の支払日数が契約更新後に引き継がれることについて、契約更新時等の機会に保険契約者等に適切に説明する措置を講じているか。</u> IV-5 保険数理 保険料及び責任準備金の算出方法書（以下、「算出方法書」という。）の審査にあたっては、特に以下の点に留意することとする。 IV-5-1 (略) IV-5-2 責任準備金 (1) ～ (2) (略) <u>(3) マーケット・ヴァリュア・アジャストメントの仕組みを持つ商品の責任準備金については、保険料積立金と解約返戻金とのいずれか大きい額を積み立てることとなっているか。</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
IV-5-3 ～ IV-5-5 （略） IV-5-6 参考純率改定への対応 純率の算出に参考純率を用いている保険商品において、その参考純率の改定について損害保険料率算出団体に関する法律第 9 条の 2 第 3 項に定める通知を受けた日から 1 年以内にその使用している純率を新たな参考純率に基づいて改定しない場合には、その使用している純率は参考純率を基礎としておらず、自社独自の料率とみなされることから、引き続き使用する純率の合理性・妥当性について、法第 128 条に基づく報告又は資料の提出を求めるものとする。 IV-6 審査手続 商品審査にあたっては、特に以下の点に留意することとする。 IV-6-1 保険商品の認可・届出に係る審査期間の取扱い 保険商品の認可・届出に係る審査期間は、認可については規則第 246 条第 1 項第 12 号に規定する標準処理期間として 90 日、また、届出については法第 125 条第 1 項により 90 日とされているところであるが、商品開発の迅速化に資するという観点から、審査期間の短縮に努めるものとする。 特に、認可申請・届出のうち、定型化された簡易なものや他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するもの（IV-6-2 に規定する<u>評価表</u>等を用いて迅速かつ効率的な審査を行うことが可能であるものに限る。）については、原則として <u>60 日</u>以内に審査を終えることとする。 IV-6-2 保険商品審査にあたっての手順 審査にあたっては、届出又は認可申請に際し保険会社が<u>法令上の審査基準</u>	IV-5-3 ～ IV-5-5 （略） IV-5-6 参考純率改定への対応 純率の算出に参考純率を用いている保険商品において、その参考純率の改定について損害保険料率算出団体に関する法律第 9 条の 2 第 3 項に定める通知を受けた日から<u>原則として</u> 1 年以内にその使用している純率を新たな参考純率に基づいて改定しない場合には、その使用している純率は参考純率を基礎としておらず、自社独自の料率とみなされることから、引き続き使用する純率の合理性・妥当性について、法第 128 条に基づく報告又は資料の提出を求めるものとする。 IV-6 審査手続 <u>保険商品</u>審査にあたっては、特に以下の点に留意することとする。 IV-6-1 保険商品の認可・届出に係る審査期間の取扱い 保険商品の認可・届出に係る審査期間は、認可については規則第 246 条第 1 項第 12 号に規定する標準処理期間として 90 日、また、届出については法第 125 条第 1 項により 90 日とされているところであるが、商品開発の迅速化に資するという観点から、審査期間の短縮に努めるものとする。 特に、認可申請・届出のうち、定型化された簡易なものや他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するもの（IV-6-2 に規定する<u>概要書</u>等を用いて迅速かつ効率的な審査を行うことが可能であるものに限る。）については、原則として <u>45 日</u>以内に審査を終えることとする。 IV-6-2 保険商品審査にあたっての手順 審査にあたっては、届出又は認可申請に際し保険会社が概要書（様式・参考

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<u>の各項目に沿って作成した届出内容評価表（様式・参考資料編 其他報告等様式集 IV-6-2 別紙 1 又は別紙 2）若しくは認可申請内容評価表（様式・参考資料編 其他報告等様式集 IV-6-2 別紙 3 又は別紙 4）又は概要書（様式・参考資料編 其他報告等様式集 IV-6-2 別紙 5～7）に所定の内容を記載したうえでこれを添付している場合には、当該評価表又は概要書（以下、「評価表等」という。）を用いて迅速かつ効率的な審査を行うこととする。この場合、当該評価表が添付されていても、当該評価表等の記載が不十分で補正が必要と認められる場合、評価表等の記載内容に関し保険会社から十分な説明が得られない場合及び必要と認められる資料の添付が不十分な場合については、上記「所定の内容」を記載したことにはならないことに特に留意する必要がある。</u> （新設）	資料編其他報告等様式集 IV-6-2 別紙 1～3）に所定の内容を記載したうえでこれを添付している場合には、概要書を用いて迅速かつ効率的な審査を行うこととする。この場合、当該概要書が添付されていても、<u>その記載内容が不十分で補正が必要と認められる場合、記載内容に関し保険会社から十分な説明が得られない場合及び必要と認められる資料の添付が不十分な場合については、上記「所定の内容」を記載したことにはならないことに特に留意する必要がある。</u> <u>IV-6-3 商品販売予定を踏まえた効率的な保険商品審査の実施</u> <u>保険商品審査においては、保険会社からの要望がある場合には事前の意見交換を行うとともに、具体的な商品販売予定の有無を確認し、商品販売予定のある申請案件を優先するなど効率的な保険商品審査に努めるものとする。</u>